

野々市市空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する空き家の有効活用を通じて、移住及び定住の促進並びに地域の活性化を目的とした空き家バンク制度を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として取得し、現に居住していない建物又は近く居住しなくなる予定の建物及びその敷地で市内に存するものをいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3項に規定する宅地建物取引業者を除く。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者から登録の申込みを受けた当該空き家に係る情報を、市内への定住を目的として空き家の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み)

第4条 空き家バンクに空き家の登録をしようとする所有者は、野々市市空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）及び野々市市空き家バンク登録カード（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(空き家の物件調査)

第5条 市長は、前条の規定による登録の申込みがあったときは、当該物件の調査を行うものとする。

(空き家の登録)

第6条 市長は、前条の規定による物件調査が終了した空き家について、登録の適否を判断し、適当と認められた物件（以下「登録物件」という。）を空き家バンクに登録し、登録の結果を野々市市空き家バンク登録結果通知書（別記様式第3号）により当該所有者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による物件調査の結果、当該物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件を空き家バンクに登録しないものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。

(2) 当該物件の老朽化が著しいとき又は大規模な修繕が必要なとき。

(3) その他市長が適当でないとしたとき。

3 市長は、第1項の規定による登録をしていない空き家で、適当と認めるものは、当該所有者に対し、空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録物件の登録事項の変更)

第7条 前条第1項の規定による登録の通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録物件の登録事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を野々市市空き家バンク登録事項変更届出書（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(登録物件の抹消)

第8条 空き家登録者は、当該登録物件の登録を抹消しようとするときは、野々市市空き家バンク登録事項抹消届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、空き家登録者から前項の届出があったとき、登録物件に係る所有権その他の権利に異動が生じたとき又は登録から2年が経過したときは、当該登録物件の登録を抹消するとともに、その旨を野々市市空き家バンク登録抹消通知書（別記様式第6号）により当該登録物件の空き家登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年が経過した登録物件については、改めて第4条の規定による登録申込みを行うことにより、再度登録することができる。

(情報の提供)

第9条 市長は、必要に応じ、登録物件の情報（空き家登録者の個人情報を除く物件情報に限る。）をホームページ等により広く提供するものとする。

(利用者の要件)

第10条 空き家バンクを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に定住又は滞在を目的として空き家の購入又は賃借を希望し、かつ、公序良俗に反するおそれがない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(利用の申込み等)

第11条 空き家バンクの利用を希望する者は、野々市市空き家バンク利用申込書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容等を確認の上、当該利用希望者が前条の要件を満たす者であると認めるときは、当該希望物件の空き家登録者に対して当該利用希望者の情報を、当該利用希望

者に対して当該希望物件の詳細情報をそれぞれ提供するものとする。

(空き家登録者と利用者の交渉等)

第 12 条 市長は、空き家登録者と空き家バンク利用者との空き家に関する交渉及び売買並びに賃貸借等の契約について、直接これに関与しないものとする。

2 空き家登録者及び空き家バンク利用者は、前項の交渉等に関する一切の問題について、両者で解決を図るものとする。

3 空き家登録者は、当該登録物件に係る交渉等が完了したときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

野々市市長 宛

申込者 住 所
氏 名
連 絡 先
印

野々市市空き家バンク登録申込書

私が所有する空き家を空き家バンクに登録したいので、野々市市空き家バンク制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

- 1 登録内容は空き家バンク登録カード（別記様式第2号）に記載のとおりです。
- 2 登録した空き家の契約交渉に関わる全てについては、私と空き家の利用希望者の間で行います。
- 3 次に掲げる全ての事項に同意します。
 - （1）市長が当該空き家及びその所有者等の確認を行うため、住宅図面等の課税資料を閲覧し、又はその写しの交付を受けること。
 - （2）市長が当該空き家の現地調査（写真撮影を含む。）をすること。
 - （3）市長が野々市市ホームページ等において登録された物件の紹介（写真掲載を含む。）をすること。

（注意事項）

- 1 野々市市は、情報の提供や必要な連絡調整等を行いますが、空き家登録者と利用者との間で行う交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。
- 2 空き家登録者と利用者との間の交渉、契約等に関する一切のトラブル等については、責任をもって当事者間で解決してください。
- 3 野々市市個人情報保護条例の規定に基づき、空き家の登録の申込みに係る個人情報は、この事業の目的以外には利用しません。

設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 (<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽) <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式	
	風呂	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無	
	テレビ	<input type="checkbox"/> CATV <input type="checkbox"/> 個人アンテナ / <input type="checkbox"/> BS <input type="checkbox"/> CS	
	その他	()	
主要施設等への距離	<input type="checkbox"/> 駅	km	位置図 (別紙可)
	<input type="checkbox"/> バス停	km	
	<input type="checkbox"/> 病院	km	
	<input type="checkbox"/> 保育園	km	
	<input type="checkbox"/> 小学校	km	
	<input type="checkbox"/> 中学校	km	
	<input type="checkbox"/> 市役所	km	
	<input type="checkbox"/> ()	km	
	<input type="checkbox"/> ()	km	
	<input type="checkbox"/> ()	km	
特記事項			
※受付日	年 月 日	※現地確認日	年 月 日
※登録日	年 月 日	※登録抹消日	年 月 日
※契約成立	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他		

備考

- 1 該当する項目をチェックし、数値等を入れてください。
- 2 抵当権が設定されている場合又は相続登記の必要がある場合は、特記事項に記入してください。
- 3 空き家の間取り図を添付してください。
- 4 ※欄は記入しないでください。

別記様式第3号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

野々市市長

野々市市空き家バンク登録結果通知書

野々市市空き家バンク制度実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり野々市市空き家バンクへの登録結果を通知します。

記

登録の適否 : 適 ・ 否
(不登録理由:)
登録番号 :
登録物件所在地 : 野々市市
登録日 : 年 月 日
有効期限 : 年 月 日

※ 登録内容の変更や、登録を抹消する場合は、速やかに手続きを行ってください。

別記様式第4号（第7条関係）

野々市市空き家バンク登録事項変更届出書

年 月 日

野々市市長 宛

届出者 住 所
氏 名 印
連 絡 先

野々市市空き家バンク制度実施要綱第7条の規定により、登録事項の変更を届け出ます。

登録番号	
変更内容	
変更の理由	

※ 野々市市空き家バンク登録カード（別記様式第2号）に変更箇所を記載し、添付してください。

別記様式第5号（第8条関係）

野々市市空き家バンク登録事項抹消届出書

年 月 日

野々市市長 宛

届出者 住 所
氏 名
連 絡 先

印

野々市市空き家バンク制度実施要綱第8条第1項の規定により登録事項の抹消を届け出ます。

登録番号	
抹消の理由	

別記様式第6号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

野々市市長

野々市市空き家バンク登録抹消通知書

野々市市空き家バンク制度実施要綱第8条第2項の規定により、下記物件の登録を抹消しましたので通知します。

記

登録番号 :
登録物件所在地 : 野々市市
抹消の理由 :

別記様式第7号（第11条関係）

年 月 日

野々市市長 宛

野々市市空き家バンク利用申込書

野々市市空き家バンク制度実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり利用を申し込みます。

なお、野々市市空き家バンク制度により知り得た情報については、本件以外の目的には利用せず、要綱の規定を遵守します。また、空き家を利用することとなった際は、野々市市の生活文化等への理解を深め、納税の義務を果たし、よき地域住民となることをここに誓約いたします。

利用希望物件登録番号	
------------	--

申込者	
氏 名	⑩
住 所	〒
電 話 番 号	(自宅・携帯)
その他の連絡先	F A X e メールアドレス

同居家族構成（申込者を含む）		
氏 名	生年月日	続 柄
備考		

※野々市市個人情報保護条例の規定に基づき、申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。